5　第一項第四号に掲げる内部統制監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一　略］

［削る］

二～五　［略］

［削る］

［削る］

4　第一項第三号に掲げる内部統制監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

［一　同上］

二　内部統制監査に当たって、会計監査人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したこと。

三～六　［同上］

七　内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

5　第一項第四号に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　無限定適正意見　内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二　除外事項を付した限定付適正意見　内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外した不適切な事項及び当該除外事項が財務諸表監査に及ぼす影響又は実施できなかった重要な監査手続等及び当該事実が財務諸表監査に及ぼす影響

三　不適正意見　内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、不適正である旨及びその理由並びに財務諸表監査に及ぼす影響

［6　略］

［6　同上］

7　会計監査人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号ロに掲げる意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号ロに掲げる意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければならない。

7　会計監査人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第四号の意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければならない。

様式第三号

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【法人名】地方公共団体金融機構

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【主たる事務所の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

様式第三号

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【法人名】地方公共団体金融機構

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【主たる事務所の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】